

この「山王まちづくりルール」は、「山王まちづくり憲章」の理念のもとに、より美しく、住みよい山王をみんなで作っていくために、お互いを守るべき生活のルールを示したものです。私たちは、歴史と文化の香る山王のまちを守り育て、お互いに気持ちよく暮らしを営み、山王の各商店街が益々発展していくことをめざしたいと思います。この山王まちづくりルールが、多くのみなさんの賛同を得て、山王のまちに根を下ろしていくことを願うものです。



☆山王の歴史や文化をまもり続けるために

●歴史と文化を守り伝える

- ・歴史や文化を知りわがまちを愛しましょう。
- ・歴史や文化をまちづくりに活かしましょう。
- ・歴史や文化を伝えるまち並みを大切にしましょう。
- ・歴史や文化が感じられるまちにしましょう。

☆魅力あふれたにぎわいあるまちにするために

●活気のある元気な商店街づくり

- ・買い物をして楽しい、元気で活気ある商店街をつくりましょう。
- ・しゃれた店舗づくり、魅力ある品揃え、特色ある商品づくりを進めましょう。
- ・地域の特性を活かした、にぎわいのある商店街をつくりましょう。

●心のかよう商店街づくり

- ・誰からも親しまれ、愛される商店街をつくりましょう。
- ・店を営む人、買い物をする人、働く人の心が通う商店街にしましょう。

●誰もが歩いて楽しい商店街づくり

- ・高齢者、車いす・ベビーカーの利用者、歩行者が歩いて楽しめるような商店街にしましょう。
- ・歩道での自転車通行は危ないので、押して通るようにしましょう。
- ・駅周辺や商店街での自転車の放置をやめましょう。



☆いつまでも住み続けたいまちにするために

●安全なまちづくりに努めよう

- ・地震や火災等の緊急時には、お互いに助け合いましょう。
- ・緊急時の避難については、日頃からみんなで話し合っていきましょう。
- ・消防活動ができるよう、狭い道幅を広げるよう努めましょう。
- ・道路には私物などを置かず、いつでも使える状態にしましょう。

●安心なまちにしていこう

- ・犯罪を防止するため、拳動不審な者やのぞき見る者を発見したら、すぐに隣人や交番に届けましょう。
- ・安全なまちにするように、防犯灯の管理をしっかり行いましょう。
- ・建物の入り口部分には照明の設置を行いましょう。
- ・挨拶などの声かけて、地域の連帯を深め防犯力を高めましょう。

●近隣への配慮をこころがけよう

- ・日照やプライバシーなど、隣人への配慮を心がけましょう。
- ・振動や騒音など、近隣の迷惑にならないよう気をつけましょう。

☆美しいまちなみをつくるために

●まちの緑をまもり育てよう

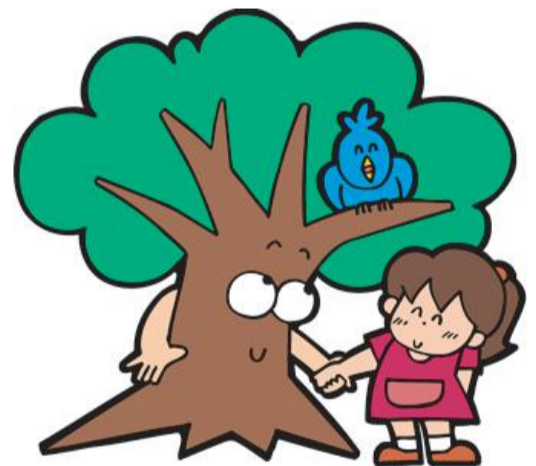
- ・まちに残っている大きな樹木は、まちの財産として、みんなで協力し、できるだけ美しく維持・保全するようにしましょう。
- ・まちの中に、緑や花をふやし、みんなで手入れをしましょう。
- ・屋上やバルコニーの緑化に努めましょう。また、ブロック塀は低めにして、生け垣の部分をつくり、壁面緑化に努めましょう。
- ・宅地内の緑も、まちの景観をつくる要素として大切にしましょう。
- ・山王のCO2を削減しましょう。

●山王の環境にふさわしい色やかたち・高さに配慮しよう

- ・家やお店を建てたり、改造するときには、優れた住環境との調和や商店街の賑わいと連続性に配慮した、色彩や形・高さにしましょう。
- ・看板や広告は、大きすぎたり、けばけばしい色彩にしないようにしましょう。

●きれいな環境を保とう

- ・タバコの吸いながらごみの落ちていないまちをみんなでつくりましょう。



☆人のつながいを大切にするために

●世代を越えて、心の通うまちにしよう

- ・こどもからお年寄りまで、人と人のつながりを大切にしましょう。

●コミュニティ活動や町会に参加しよう

- ・お祭りや町内会、商店街のイベントには、みんなが積極的に参加して盛り上げていきましょう。

●このまちをみんなの手でよくしよう

- ・山王に住む人たち、山王に働く人たち、山王で店を営む人たち、みんながこの協定をまもり、次世代に引き継がれるような、豊かな地域社会・山王をめざしましょう。
- ・地域住民のコミュニケーションの促進を図る場を積極的に創っていきましょう。

☆ともにすすめるまちづくり

- ・本まちづくりルールが、より多くのみなさんの賛同が得られるよう、町会や商店会などの関係機関や団体とともに、積極的に広報・周知活動を進めましょう。
 - ・団体の垣根を越えて山王のまちづくりを進めましょう。
- なお、本協定の対象範囲は、大森駅山王口地区まちづくり協議会に属する区域で、当区域に居住する者、事業を営む者、働く者、およびまちを訪れる人すべてを対象とします。
- また、本協定の改定については、必要と認められる場合、当協議会において適宜行うこととします。

